

北部環境事業所余剰電力地産地消事業に係る北部環境事業所余剰電力売却
及び公共施設（８７施設）で使用する電力の供給に関する公募型指名競争入札実施要領

1 入札に付する事項

(1) 件名

北部環境事業所余剰電力地産地消事業

ア 北部環境事業所余剰電力売却

「北部環境事業所余剰電力売却仕様書」のとおり

イ 公共施設（８７施設）で使用する電力の供給

「公共施設（８７施設）で使用する電力の供給仕様書」のとおり

(2) 売却予定電力量

27,947,556 kWh/年間

<内 訳>

[i] 予定非バイオマス電力量（直接売却分）：12,483,280 kWh/年間

時間帯区分	予定非バイオマス電力量kWh/年間
(1) 夏季平日 昼間時間帯	1,567,790
(2) その他季平日 昼間時間帯	3,799,116
(3) その他時間帯	7,116,374

[ii] 予定バイオマス電力量（再エネ特定卸分）：15,464,276 kWh/年間

時季区分	予定バイオマス電力量kWh/年間
(1) 夏季	1,670,958
(2) その他季	13,793,318

※売却に係る発電場所等は別紙「北部環境事業所余剰電力売却仕様書」参照。

(3) 購入予定電力量

20,264,409 kWh/年間

<内 訳>

時季区分	使用電力量kWh/年間
(1) 夏季	6,055,317
(2) その他季	14,209,092

※供給に係る施設等は別紙「公共施設（８７施設）で使用する電力の供給仕様書」参照。

(4) 履行期間

2024年(令和6年)4月1日0時から2025年(令和7年)3月31日24時まで

(5) 概要

上記履行期間内において、次のとおり実施するもの。

ア 北部環境事業所余剰電力売却

(ア) 北部環境事業所で発電する余剰電力(非バイオマス分)の全量買取契約の締結。

(イ) 北部環境事業所で発電する余剰電力(バイオマス分)の売却先である一般送電事業者との「再生可能エネルギー電気特定卸供給契約」の締結。

イ 公共施設(87施設)で使用する電力の供給

(ア) 上記アの(ア)、(イ)により買取した電力を含む電源構成による公共施設(87施設)で使用する電力の供給契約の締結。

(イ) 上記アの(ア)、(イ)により買取した電力が公共施設(87施設)の需要量に満たない場合、他から不足分を調達すること。

(ウ) 小売供給に係る調整後の二酸化炭素排出係数については、1kWhあたり「0t-CO₂」とすること。

2 入札参加資格に関する要件

- (1) 当該契約の履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣に登録し、事業を開始していること。
- (2) 本入札の公告日から起算して過去5年間に、官公庁又は民間企業との間で、履行期間を1年以上とする「電力の売却契約」の契約実績があること。また、本入札の公告日から起算して過去5年間に、官公庁との間で、履行期間を1年以上とする「電力の供給契約」の契約実績があること。
- (3) 「かながわ電子入札共同システム」における令和5年度競争入札参加資格者認定(以下「認定」という。)を「その他の物品」、「その他の燃料」又は「不用品の買受け」において藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。また、令和6・7年度の認定を受ける予定であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公表開始日以降に、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。また、契約開始日までに指名停止処分を受けた場合は、契約できないものとする。
- (6) 公表開始日以降に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。(更生計画許可の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)ただし、契約開始日までに当該申立てがあった場合は、契約できないものとする。
- (7) 納付すべき国税及び地方税(藤沢市税を含む)に滞納がないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (9) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団経営支配法人等ではないこと。

3 入札参加申込書の提出

この入札への参加を希望する者は、次による申込みをしなければならない。

(1) 提出場所

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市 環境部 環境総務課（藤沢市役所 本庁舎 8階）
電話 0466-50-3529（直通）

(2) 提出期間

2024年（令和6年）1月19日（金）から2月2日（金）午後5時まで
※持参する場合の受付時間は、提出期間（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(3) 提出方法及び提出先

本実施要領3（1）宛てに、持参又は郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る。）
により提出すること。郵送で提出する場合は、電話により藤沢市環境総務課に対し書類
の到着有無を確認すること。

(4) 提出書類

- ア 入札参加申込書（様式1） 1部
- イ 本実施要領2（2）に係る実績を証する書類（契約書写し） 1部
- ウ 納税証明書（3ヵ月以内に発行されたもの・写し可） 各1部

次の国税及び地方税に関する納税証明書等（直近1ヵ年度分）を提出すること。

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

本店所在地を所管する税務署で発行するもの。

免税事業者についても、「未納の税額のないことの証明書」が発行されるので必ず
提出すること。

(イ) 法人県民税、事業税

神奈川県内に営業所がある場合は、神奈川県税務事務所が発行するもの。

神奈川県内に営業所がない場合は、本店の所在する都道府県が発行するもの。

(ウ) 藤沢市の固定資産税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

市内に事業所があるが、固定資産がない場合は、無資産証明書を提出すること。

(エ) 藤沢市の法人市民税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

4 指名通知書の交付

入札参加申込書を提出し、参加資格が認められた者には、次の交付期日までに指名通知書を交付する。なお、参加資格が認められない者に対しては特に通知しない。

(1) 交付期日

2024年（令和6年）2月8日（木）

(2) 交付方法

電子メールによる交付（入札参加申込書に記載のメールアドレスに対し送付する。）

5 入札参加資格の喪失

参加資格が認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができなくなる。

(1) 本実施要領2の（4）から（9）の各号のいずれかに該当する場合

(2) 入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をした場合

6 入札の方法等

(1) 入札方法

当該業者選定による「余剰電力の売却」及び「使用電力の供給」の契約となるため、①「北部環境事業所余剰電力売却仕様書」等に係る売却電力量料金の総額から、②「公共施設（87施設）で使用する電力の供給仕様書」等に係る使用電気料金の総額を差し引いた金額を記入し、入札すること。なお、使用電気料金の総額が売却電力量料金の総額を上回る場合は、金額にマイナスを記入のうえ、入札すること。なお、北部環境事業所余剰電力地産地消事業入札書（様式3）に、入札額内訳書（様式4-1、4-2）を添付すること。

(2) 提出方法

北部環境事業所余剰電力地産地消事業入札書（様式3）及び入札額内訳書（様式4-1、4-2）は持参又は郵送（書留、簡易書留に限る。）により提出すること。持参の場合は、本実施要領6（6）に記載の日時・場所に提出し、郵送の場合は、本実施要領6（6）に記載の日時まで、本実施要領3（1）へ提出すること。

(3) 消費税及び地方消費税の取扱

当該入札金額に係る消費税及び地方消費税については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、現行の税率を適用した上で入札金額を算出することとする。

(4) 入札書及び入札額内訳書

入札書は様式3を使用し、入札額内訳書については様式4-1、4-2を使用すること。ただし、入札者の代理人が提出する場合は、入札者の記名及び代理人の記名押印が必要になるほか、入札者からの委任状（様式5）の提出が必要となる。なお、開札当日に立会わない場合は、委任状（様式5）の提出は不要とする。

(5) 開札立会に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が立ち会う場合

は、入札に関する権限及び開札立会に関する権限の委任を受けること。なお、委任状(様式5)については事前に提出すること。

(6) 提出日時及び場所

ア 提出日時

2024年(令和6年)2月15日(木) 午前10時

イ 提出場所

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所 本庁舎 8階 会議室8-1

(7) 入札保証金

藤沢市契約規則第5条及び第14条の規定に基づくものとする。

(8) 開札の日時及び場所

本実施要領6(6)に同じ

(9) 落札者の決定方法

藤沢市契約規則第6条の規定に基づき決定した予定価格以上の価格で、かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 再入札の実施

落札者がいない場合は後日再入札を行う。再入札の日時については、別途通知するものとする。

(11) 入札の無効

ア 藤沢市契約規則第10条に規定する各号のいずれかに該当する場合、入札を無効として扱う。

イ 北部環境事業所余剰電力地産地消事業入札書(様式3)に記載の総価金額と、入札額内訳書(売却)(様式4-1)の各項目の予定売却電力量に各単価を乗じて算出した金額及び入札額内訳書(供給)(様式4-2)の各月の契約電力及び予定使用電力量に各単価を乗じて算出した金額の合計額を、差し引いた金額に相違がある場合は、その入札について無効として扱う。

ウ 入札額内訳書の計算に誤りがある場合若しくは本実施要領6(6)に記載の日時まで未到達(不着)の場合は、無効とする。

エ 指定された入札方法以外の方法で提出されたものは無効とする。

7 入札の辞退

入札を辞退する場合は、本実施要領6(2)の方法により辞退届(任意書式)を提出すること。なお、本実施要領6(6)に記載の日時までに入札書が未到達(不着)の場合は、辞退と同様の取扱いとする。

8 契約保証金

本契約の締結と同時に契約保証金(契約保証金に代わる担保を含む。)として契約金額の100分の10を本市へ納付しなければならない。

9 仕様等に関する質問について

(1) 問い合わせ先

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市 環境部 環境総務課 (藤沢市役所 本庁舎 8階)
電話 0466-50-3529 (直通)

(2) 質問受付期間

2024年(令和6年)1月19日(金)から2月2日(金)午後5時まで

(3) 質問方法

本実施要領に添付の質問書(様式2)により、電子メールで送付するとともに、電話連絡により当該質問の要旨を説明すること。

【電子メール】fj1-kankyou-s@city.fujisawa.lg.jp

(4) 質問に対する回答

2024年(令和6年)2月6日(火)までに、当該入札に係る市ホームページ上で回答する。

10 その他

(1) 当該入札は、本実施要領に定めるもののほか、藤沢市契約規則に定めるところによる。

(2) その他、問い合わせ等の窓口は、本実施要領3(1)と同様とする。

(3) 当該契約については、令和6年度予算の議決をもって成立するものとする。

(4) 添付書類等

ア 入札参加申込書(様式1)

イ 質問書(様式2)

ウ 北部環境事業所余剰電力地産地消事業入札書(様式3)

エ 入札額内訳書(売却)(様式4-1)

オ 入札額内訳書(供給)(様式4-2)

カ 委任状(様式5)

キ 設計書(北部環境事業所余剰電力売却)

ク 北部環境事業所余剰電力売却仕様書

ケ 北部環境事業所余剰電力売却に関する契約書

コ 設計書(公共施設(87施設)で使用する電力の供給)

サ 公共施設(87施設)で使用する電力の供給仕様書

シ 公共施設(87施設)で使用する電力の供給に関する契約書

(5) 談合その他不正行為に関する情報やその他特別な事情により、この入札を中止若しくは延期する場合において、申請者が受けた損失については、本市は一切の補償を行わない。

以 上